

令和3年度(2021年度) 建設コストの計画と実績

債務引受限度額と会社から引き受けた債務との対比を下記に示します。

令和3年度(2021年度)に完了した事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、工事数量の確定(精算)等によるものです。

令和3年度(2021年度)に完了しなかった事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、新設・改築事業では附帯工事等の工事が令和4年度以降に残ったこと、利便増進事業(スマートIC)が令和4年度以降計画的に実施されること、修繕事業や特定更新等工事では工程の見直し等で機構への帰属を令和4年度以降としたこと、災害復旧事業では過去の実績をもとに料金徴収期間満了までに必要となる額が債務引受限度額として計上されていることによるものです。

[単位: 百万円(消費税込み)]

| 道路名(区間名)  | 債務引受限度額(計画)(A) | 債務引受額(実績)  |          |              | (D)-(A)   | 債務引受限度額と債務引受額の差額についてのコメント  |
|---|----------------|------------|----------|--------------|-----------|--|
|   |                | 令和2年度まで(B) | 令和3年度(C) | 計(D)=(B)+(C) |           |  |
| 第二東海自動車道横浜名古屋線<br>新秦野IC~御殿場JCT新設事業              | 611,584        | 2,756      | 142,677  | 145,433      | △ 466,150 | ・差額は、未開通区間及び付帯工事等の残事業に要する費用。<br>・令和3年度の債務引受額は、新御殿場IC~御殿場JCT供用に要した費用。 |
| 中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC) | 68,400         | 59,064     | 2,901    | 61,965       | △ 6,434   | ・差額は、施工中及び残事業中のスマートICに要する費用。<br>・令和3年度の債務引受額は、1箇所供用及び3箇所の本完了に要した費用。  |
| 東海北陸自動車道<br>一宮稲沢北IC改築事業                         | 961            | 805        | 40       | 845          | △ 115     | ・差額は、工事数量の確定等による減。   |
| 一般国道475号(東海環状自動車道)<br>東員IC~新四日市JCT新設事業          | 3,164          | 2,680      | 150      | 2,831        | △ 333     | ・差額は、工事数量の確定等による減。   |
| 近畿自動車道伊勢線<br>名古屋西JCT~飛鳥JCT新設事業                  | 178,912        | 0          | 166,098  | 166,098      | △ 12,813  | ・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。<br>・令和3年度の債務引受額は、名古屋西JCT~飛鳥JCT供用に要した費用。        |
| 中央自動車道西宮線<br>座光寺スマートIC改築事業                      | 1,791          | 1,664      | 18       | 1,683        | △ 107     | ・差額は、工事数量の確定等による減。   |
| 北陸自動車道<br>上市スマートIC改築事業                          | 2,177          | 1,766      | 327      | 2,094        | △ 82      | ・差額は、工事数量の確定等による減。   |
| 第二東海自動車道横浜名古屋線<br>刈谷スマートIC改築事業                  | 1,860          | 0          | 1,766    | 1,766        | △ 93      | ・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。<br>・令和3年度の債務引受額は、刈谷スマートIC供用に要した費用。             |
| 第二東海自動車道横浜名古屋線<br>長泉沼津IC~浜松いなさJCT改築事業           | 75,615         | 46,837     | 1,353    | 48,191       | △ 27,423  | ・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。<br>・令和3年度の債務引受額は、残事業の一部に要した費用。                 |
| 近畿自動車道伊勢線<br>多気ヴィンスマートIC改築事業                    | 426            | 0          | 408      | 408          | △ 17      | ・差額は、工事数量の確定等による減。   |
| 中央自動車道富士吉田線等<br>令和3年度修繕事業                       | 239,622        | —          | 95,644   | 95,644       | △ 143,977 | ・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。                                      |
| 中央自動車道富士吉田線等<br>災害復旧事業                          | 86,790         | 25,442     | 11,915   | 37,357       | △ 49,432  | ・差額は、令和4年度以降の災害対応に要する費用。   |
| 中央自動車道富士吉田線等<br>令和3年度特定更新等工事                    | 127,929        | —          | 37,545   | 37,545       | △ 90,383  | ・差額は、特定更新等工事計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。                                 |
| 一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))<br>令和3年度修繕事業          | 1,246          | —          | 1,060    | 1,060        | △ 185     | ・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。                                      |

注1) 令和3年度(2021年度)に債務引受けを行ったものについて、継続中事業を含めすべて記載している。お、は、令和3年度(2021年度)に完了している新設・改築事業である。

注2) 端数処理の関係上、計が含まないことがある。

注3) 修繕事業に関する債務引受限度額(計画)は、令和3年度(2021年度)までの債務引受限度額(計画)の累計から、令和2年度(2020年度)までの債務引受額(実績)を控除している額である。

注4) 特定更新等工事に関する債務引受限度額(計画)は、令和3年度(2021年度)までの債務引受限度額(計画)の累計から、令和2年度(2020年度)までの債務引受額(実績)を控除している額である。